

「フードバンク香川」への ご協力のお願い

わが国では品質や安全性に問題がないのに、年間500～800万トン（農林水産省推計）の食品が賞味期限等の理由で処分されています。一方で、食品を必要とする生活困窮者等は、約200万人にのぼるという調査結果もあります。

フードバンク活動は、問題がないのに処分されている食品と食品を必要とする人を関係者の連携により結びつける活動です。既に日本全国では30以上、中国四国地方では、7つのフードバンクが活動しています。

NPO法人フードバンク香川（平成26年6月16日設立認証済）は、香川で食料品を寄付してもらい、それを児童養護施設、婦人保護施設、生活者困窮者支援団体などに無償で提供することを目的としています。提供企業・団体は、廃棄にかかるコストを削減し、またせっかく作った食品を無駄にしないというメリットがある一方で、食品を受け取る団体には、日々の食事に困っている方々に食品を提供する選択肢が増えるというメリットがあります。

ご提供いただける食品がありましたら、ぜひフードバンク香川へのご協力をお願いします。

食品の引き取り・引き渡しの流れ（例）

- ① 食品寄付の連絡を受ける（食品の内容、引渡し日、場所などをお知らせください）。
- ② 食品の種類・量・消費期限等のデータを受け取り側と事務局で情報共有する。
- ③ 初めての寄付の場合は、寄付元と事務局で引き受けに係る確認書を取り交わす。
- ④ 寄付元の指定する場所、または寄付元が運びやすい場所で、食品を引き取る。
- ⑤ 食品を必要とする団体へ引き渡す。
- ⑥ どの団体に何をどれだけ渡したかを記録する。
- ⑦ （要望があれば）寄付元に、食品引き渡しについての記録を提出する。

■特定非営利活動法人フードバンク香川 事務局

〒760-0017 高松市番町一丁目 10 番 35 号（香川県社会福祉協議会地域福祉課内）

TEL/FAX：087-861-0546 / 087-861-2664

【フードバンク食品の対象】

フードバンク食品は通常の市場流通品の他、様々な理由で一般に店頭販売できない食品も含まれます。以下にフードバンクで扱う食品の提供事例を示します。

- 消費・賞味期限の短い食品
- 缶詰のへこみ
- ラベルの印字、表記ミス
- 外箱、袋の破損したもの
- 季節外食品
- 余剰在庫品
- イベント、企画の余剰品
- 食品検査品端数分
- 食品メーカー、農家、個人のご好意による寄贈食品 など

上記のような食品の寄贈理由や特徴をご理解いただき、賞味期限の厳守及び転売の禁止をお願いして、利用者自身の自己責任で消費していただいています。

よくあるお問合せ (FAQ)

Q, 食品を寄付したい場合は、どのようにすればよいですか？

A, フードバンク香川事務局(香川県社協内)へご連絡をお願いします。その際に、寄付いただける食品の種類、量、賞味期限、引渡し日、引渡し場所などをお知らせください。

賞味期限内に消費できない量の場合など、受け取れないこともありますので、ご了承ください。

Q, 賞味・消費期限の切れた食品は取り扱っていますか？

A, いいえ、取り扱っておりません。

Q, 引渡しに費用は発生しますか？

A, (引渡しまでに発生する費用は除き) 寄付元にも、受け取り側にも費用は発生しないようにしています。

Q, フードバンク香川が取り扱う食品の安全性はどのようになっていますか？

A, 安全な食品を寄付いただき、受け取り側の自己責任で消費しますが、万が一、問題が発生した場合は、原因を究明し、再発防止のため、関係者で協議をさせていただきます。